

令和 7 年度

第 3 回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事会議事録

期日 令和 7 年 1 月 27 日 (木)

場所 熊本市健康センター新町分室 2 階 多目的室

令和7年度 第3回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会理事会議事録

開催日時 令和7年11月27日（木曜日） 10時00分から

開催場所 熊本市健康センター新町分室 2階 多目的室

理事定数 10名（現員数9名）

出席理事 9名

鳥崎 一郎 小山 登代子 多門 文雄 西村 一弘
原 清美 林 将孝 萱野 晃 中川 和徳
神永 修一

欠席理事 0名

欠員 1名

出席監事 2名

荒木 紀代子 吉井 壮馬

欠席監事 0名

議事録署名人 萱野 晃 荒木 紀代子 吉井 壮馬

議事録作成者 中川 和徳

協議

協議第1号 養護老人ホームおよび訪問介護事業所運営に関する経営診断の状況報告

議題

- 議案第1号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和7年度会計収入支出補正予算について
- 議案第2号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程の一部改正について
- 議案第3号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録ヘルパー就業に関する規程の一部改正について
- 議案第4号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘有期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について
- 議案第5号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会中期経営計画評価検証委員の選出について
- 議案第6号 令和7年度第2回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について

報告

- 報告第1号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会长の職務執行状況報告について
- 報告第2号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会常務理事の職務執行状況報告について

※各議題における特別の利害関係 無し

《議事の経過とその要旨》

馬場主任主事より開会宣言。協議第1号「養護老人ホームおよび訪問介護事業所運営に関する経営診断の状況報告」に際し、診断結果を報告いただく一般社団法人熊本県中小企業診断士協会3名の紹介を行った後、萱野 晃 会長より挨拶。その後、社会福祉法人熊本市社会福祉協議会定款第30条第1項の規定により議長を選出。互選により、萱野 晃 会長が議長に就任した。

議長より事務局へ出席者の報告を求め、事務局より定数10名に対し、現員数9名、うち出席者9名、欠席者0名であり、定款第31条第1項の規定により理事会が成立する報告がなされた。続けて、議長は、定款第32条第2項の規定により、荒木 紀代子 監事、吉井 壮馬 監事を議事録署名人に指名し、直ちに協議の審議に入った。

議 長

それでは、これより協議に入ります。

協議第1号 養護老人ホームおよび訪問介護事業所運営に関する経営診断の状況報告について事務局より説明をお願いいたします。

総務部長

【説明資料（当日配布）、資料1、資料2に基づき説明】

熊本県中小企業診断士協会

桐原 光洋 氏

西江 力 氏

議 長

ただいま、事務局、そして、熊本県中小企業診断士協会の皆さんから説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。

多門理事

資料2の14ページにある人物写真は、愉和荘または介護保険事業所内で撮影された写真か、あるいはインターネットからの引用写真でしょうか。

西江 力 氏

掲載の画像は、イメージとしてAIが生成したものです。

多門理事

資料1、36ページ中ほどに訪問介護事業所の課題として、人件費率101%（全国比+27pt）、労働分配率111%、利用単価5,137円とありますが、この3つの指標について説明をお願いします。

桐原 光洋 氏

人件費率からご説明いたします。

資料1の35ページの横円の赤丸に「101.2%」という数値が、本事業所の人件費率でございます。また、同ページの右側にピンクの点線で囲まれた同列に「74.4%」と記載されているのは、全国平均を示しております。この差27%の差をポイント(pt)で示しました。この27ポイントの差は、本事業所が全国平均よりも人件費率が27ポイント高いことを示しております。

なお、人件費率とは、サービス活動収益に対する人件費の占める割合を示す指標

でございます。したがいまして、「101.2%」という数字は、人件費が事業収益を上回っており、人件費のみで既に赤字となっている状況を示しています。

多門理事 利用単価 5,137 円という金額は、サービス提供 1 時間あたりの金額ですか、それとも 1 日あたりの金額として算出されているのですか。

桐原 光洋 氏 この利用単価はサービス提供 1 回あたりの単価となります。

議 長 労働分配率の算出根拠の説明をお願いできますか。

桐原 光洋 氏 資料 1 の 35 ページの表につきまして、本来、計算根拠となる絶対金額を上に記載しておりましたが、省略可能と判断し、資料から外してしまいました。申し訳ございません。

議 長 算出根拠となる具体的な金額の提示が難しいようでしたら、概念的な説明をお願いできますでしょうか。例えば、労働分配率の計算式が $(7) \div (14)$ と表記されていますが、この (7) は何を示すのか、定義をご説明いただけますか。

桐原 光洋 氏 資料 1、8~10 ページに指標を示す説明一覧を掲載しております。

人件費率は、人件費をサービス活動収益で割ったものとなります。労働分配率は、人件費を付加価値額で割ったものになります。この付加価値額の説明は 11 ページにございます。

付加価値額は、サービス活動収益から事業費、事務費、減価償却費、国庫補助金等特別積立金取崩額、徴収不能額を差し引いたものになります。端的に言えば、事業を実施するにあたり人件費を除く経費を差し引いたものが付加価値額となります。

そして、労働分配率は、人件費をこの付加価値額を割ったものとなります。

つまり、事業そのもので得た粗利益額が人件費にどの程度分配されているかを判断する指標でございます。

議 長 人件費率や労働分配率、どちらの指標も数値が少ないほうが良い数字になるのでしょうか。

桐原 光洋 氏 これらの指標があまりに低い場合は、職員に対し不当に安価な賃金で働かせていると見なされかねないという点も懸念されます。

議 長 経営的な観点から見て、愉和荘および訪問介護事業所は、提示された全国平均の指標と比較すると数字が大きいため、法人全体の負担となっているという認識でよろしいでしょうか。

桐原 光洋 氏	はい。特に訪問介護事業所においては、人件費が事業収益で賄えていないという状況にあります。この業界の経営指標に照らせば、これは事業継続が不可能であるという判断につながるものでございます。
多門理事	利用単価 5,137 円という金額は、訪問介護を 1 回実施するにあたり支出している費用ということですか。
桐原 光洋 氏	この単価は、介護保険による給付費も含めて、事業所がサービス提供 1 回あたりに受け取る金額でございます。
多門理事	この利用単価は、あくまで事業所の収入ですよね。それに対して、実際にサービスを提供している労働者の時給は、せいぜい 800 円から 1,300 円程度であることはご承知のことだと思います。この現状について、事務局は認識しているということでよろしいですね。以上です。
鳥崎理事	<p>養護老人ホームについて、私が認識しているのは、入所者から見て費用が安価であり、要介護度が高くない方が利用でき、入所した後も社会復帰が可能な施設という理解でよろしいでしょうか。</p> <p>もしそうであれば、費用が安価であるということは、低所得の方に利用機会を提供するという点で社会的な必要性が高いと考えます。この社会的な必要性や公益性は、現在行われている経営検証の分析に組み込まれているのでしょうか。</p> <p>また、在宅復帰が前提であるにもかかわらず、利用者の要介護度が高い方が見られるのはなぜでしょうか。</p> <p>加えて、この 3 年間で要介護度が下がっている傾向が読み取れます、この傾向は今後も続くと予想されるのでしょうか。</p> <p>さらに、1 人の利用者が長期に滞在することは、本来の施設の目的に照らして前提ではないはずです。この長期滞在の有無や影響について、経営分析の中に組み込まれて検証されているのかお尋ねします。</p>
桐原 光洋 氏	<p>資料 1、44 ページの図で少しお話しましたように、養護老人ホームは広く高齢者の方が居住する空間と捉えます。この図は、2019 年に日本総合研究所が作成したものです。</p> <p>高齢者の方が居住する施設にはいくつか分類がございます。十分な財があれば在宅サービスを利用しながら自宅で生活するか、あるいはサービス付き高齢者住宅や住宅型有料老人ホームを利用されます。一方、介護を必要とされる方は、介護保険施設である特別養護老人ホームや老人保健施設、グループホーム等、様々ございます。</p> <p>養護老人ホームは、老人福祉法に基づき、経済的または社会的な理由で安価に入所できる施設です。また、生活保護法とも密接な関係がございます。福祉的な高齢者の住まいで、基本的には、自立された方が住まわれるところですが、一時的なシ</p>

エルターの側面を持つ場合や、経済的な理由から養護老人ホームしか入所できないという方もおられます。

本来、養護老人ホームで介護を行うことは想定されておりませんでしたが、現状では、要介護 3 程度までの方もおられます。通常は特別養護老人ホームに入所するのが一般的ですが、様々な理由で入所できない利用者を愉和荘内でそのまま看ているというのが現状です。当然ながら、介護を必要としますと職員の負担が発生し、人件費となって施設経営を圧迫させております。

このことに対する打開策の一つとして、特定施設入居者生活介護の指定施設となることもあります、施設基準や人員基準などハードルが高いものとなります。また、単独の養護老人ホームで指定を取得しても厳しいものがあります。リデルライトホームさんのように、様々な介護保険施設を持ち、その一環として運営する上では十分な経済性は担保できますが、単独でやるには難しいというのが現状です。

愉和荘自体は、この 2、3 年は要介護度が下がっている傾向が見られます。これは、看護師さんが新しくなったことに伴い、看ることが難しい方については近くの病院などへの転院を勧めていることが要因の一つだと考えられます。

神永理事が、この状況を最もご存じかと思います。

神永理事

養護老人ホームは、本来は自立した方が、経済的、または環境上の理由により措置という形で入所していただく施設でございます。これまで、要介護度 3 から 5 の方でも経済的な面等の理由から特別養護老人ホーム等に移れない方を見てきたため、多くの方がいらっしゃいました。

要介護度 3 から 5 の利用者の割合推移を申し上げますと、令和 3 年 3 月が 46.0%、令和 4 年 3 月が 25.0%、令和 5 年 3 月が 39.5%、令和 6 年 3 月が 34.3% と、少しづつ減少傾向にございます。今月時点では、18.8% となり、かなり少なくなっています。

これは、職員の負担も増大してきたことから、職員との話し合いにより、利用者に相応しい特別養護老人ホームや介護医療院等に直接相談に出向き、転所・転院の相談を進めてまいりました。

その結果、施設の運営が本来の形に少しづつ近づきつつあると認識しております。

鳥崎理事

養護老人ホーム愉和荘の社会的な必要性は、かなりの程度あるものだと思いますが、そのニーズに応えようとすると、現行の制度の中では複合的なサービスを提供することが難しいという状況がよく理解できました。

林理事

本資料では、令和 6 年度の様々なデータを中心に、2 つの経営指標を用いて多角的な分析がなされていると拝見いたしました。

資料 1 の 44 ページでお話がありましたように、当事業は市場経済の影響も受けるものと考えます。この分析結果によると、愉和荘と訪問介護事業所は非常に厳しいというデータが出ていると拝見いたしました。

また、愉和荘以外の養護老人ホームとの比較もなされております。しかし、令和

2年から令和4、5年まで影響した新型コロナウイルス感染のパンデミックによる市場への影響が、この分析に反映されているのかどうか、よく分かりませんでした。

今後のことを考えるにあたって、パンデミックによる影響がこの数字の中から読み取れる部分があるのであれば、教えていただければと思います。

桐原 光洋 氏

まず、熊本地震の影響がございました。地震地域において養護老人ホームが使用できなくなったため、一時的に県内の他の養護老人ホームへ利用者が移転されるという状況がございました。コロナ禍以前には、明生園も利用率を維持しており、恐らく黒字であったものと推察いたします。その後、被害を受けた施設が建て直しを終え、利用者が元の施設に戻ったことにより、利用者が減少するという影響もございました。

新型コロナウイルス感染症の影響につきましては、職員へのアンケート等から、業務負担が大きくなつたという報告は受けておりますが、入所者の増減に直接的な影響はなかったものと認識しております。

議 長

新型コロナウイルス感染症の影響という点では、事務局において各種補助金等を受給されたと思いますが、それらが事業の財政的な状況にどのような影響を与えたのでしょうか。

総務部長

コロナ禍においては、各種助成金、補助金をいただいております。

令和4年度は、体制補強を目的として約425万円を受給いたしました。また、令和5年度につきましても250万円余、さらに物価高騰対策として熊本市からも67万円ほどの助成金をいただいております。

議 長

新型コロナウイルス感染症の影響で入所者の増減に大きな影響はなかったものの、各種助成金をいただいたおかげで、赤字を免れ、かろうじて黒字になったのが令和4年度だったものと認識いたします。

また、その前の熊本地震の影響としては、一時的に受け入れた入所者が元の施設へ戻られるなど、様々な要因が重なり、ここ数年で入所者が減少していると聞いております。

多門理事

今後のスケジュールについては聞きましたが、どうしたらいいかという意見を申しあげてもよろしいでしょうか。

議 長

どうぞ、よろしくお願ひします。

多門理事

養護老人ホームと訪問介護事業所についてですが、どのページを捲っても事業を存続して欲しいという意見は見当たりません。このようなずさんな運営を13年間も続けてきたのかと強い疑問を感じます。

現職の林局長（理事）にお伺いしますが、この状況について法律がおかしいと思

いませんか。このまま放っておいても、現場で働いている人たちを苦しめるだけではないでしょうか。

特に、訪問介護事業所においては正規の職員が 1 人もいないという現状は、コミュニケーションがとれていないとという点でとんでもない話です。

私はこの事業を廃止するべきであり、最も良いのは事業団に移管することだと提案しましたが、当時、私 1 人の意見では通りませんでした。同調圧力によって、他の理事は賛成に回ってしまいます。今回は、皆さんご自身で考えた賛成、反対、棄権をしていただきたい。

また、理事会構成について、現在の理事 9 名のうち 4 名が市役所出身者であり、現役職員も含まれております。このような構成から、民間組織としての主体的な意思決定が働きにくい状況にあり、結果として行政の下請け的な役割に留まっているとの懸念があります。

実際に運営する人たちが、現場の職員に対して黒字にするように指示するだけの運営になっており、それがこの資料にも書かれています。

資料 1、44、45 ページにも、平成 17 年度の養護老人ホーム財源の市町村への移譲以降、「措置控え」が発生していると書かれています。その結果、定員割れを起こしています。

13 年間の赤字を累計すれば 1 億円を超えると推測しますが、そのような事態を見過ごしてきた幹部は何をしていたのかと強く思います。これは、税金であり、皆さんの善意です。合併した時の問題が尾を引いていたと言えます。

過去の常務理事がこれらの事業について公益事業と説明をしたことがありました
が、これは、私に言わせると営利事業です。利益が上がらなければ潰れます。その
ような事実から目を背けて今日までできたことが腹立たしい限りです。

議 長

先ほど、事務局から説明がありましたように、来年 3 月には法人としての運営方針を議論したうえで皆さんにお示ししたいと考えております。本日いただいたご意見は参考にさせていただきます。

そして、アンケートにも記載されておりました現場とのコミュニケーション不足という点について、事務局から何か説明はございますか。

総務部長

資料 2 にもありますように、現場職員へのアンケートやヒアリングにおいて、厳しい指摘を受けております。

2 つの事業につきましては、赤字という状況から、法人として少しでも赤字を解消しなければならないという方針のもと、事務費、事業費など様々な項目を削減してまいりました。その結果が、現場の職員に対しては時間外手当などにも影響を与え、委縮させるような雰囲気を生んでしまったのではないかと、十分に反省しているところでございます。

こうしたことを踏まえ、冒頭でもご報告させていただきましたとおり、萱野会長をはじめ、現場に伺い、全ての常勤職員と対面で話をしてまいりました。これまでの現場を追い込んでいたことへの反省と、職員にモチベーション高く業務に従事し

てもらえるよう、激励ではありませんが、私たちの考えを伝えてきたつもりです。もちろん、時間外勤務に関しては、時間外が発生した際には速やかに報告し、手当を支給することを、改めて念を押して伝えてきました。その後は、適正な報告が上がっておりますので、この点は改善できているものと認識しております。

議 長

他にご意見ございませんでしょうか。

また、先ほど多門理事からお話がありました今後 2 つの事業をどうするかという点につきましてご意見、ご感想がございましたら、ぜひ、お願いいいたします。

鳥崎理事

多門理事の話を聞いていて、改めて考えさせられました。

通常の民間企業や営利事業であれば、採算が悪い事業は廃止していくのが当然です。しかし、私が気になっているのは、採算が悪くとも何とか事業を継続することによる社会的な必要性に応える意義を、一体どこまで追求すべきかという点です。

多門理事の話を聞いていると、これは当法人だけの問題でなく、自治体の政策や制度の運用、そういう中に懐和荘があるという構図が見えてきました。

また、多門理事のご意見にもありましたように、本来は他の用途に使うべき公的な資金がここに使われているのではないか、あるいは本来は税金で賄うべきところを社協が代行する形で負担しているのではないか、という指摘があり、なるほどと感じました。

この理事会で直ちに事業の方向性を決定するわけではないと思いますが、今後は政策全体に関する知識も念頭に置き、しっかりと勉強した上で、どうすべきかを決めたいと思いました。

議 長

今、お話をいただいた今後の方針を考える上では、単に経営、財政面だけを見るのではなく、社会福祉協議会としての役割、市の施策「はつらつプラン」における位置づけなどの意味合いも十分に検討いたします。

次回ご説明する際には、これらを総合的に判断した経緯が分かる形でお示しいいと思います。

多門理事

この養護老人ホームと訪問介護事業所について、明日から閉鎖しろと言っているわけではありません。なぜなら、利用者がいるからです。

しかしながら、適切な猶予期間を設けることで、対応は可能です。過去に営利企業の訪問介護事業所が閉鎖した経緯があります。この事例では、利益目標が達成されなかったことが原因で閉鎖が決定されました。その際、半年間の猶予期間が設けられ、概ね 3 か月を目安に利用者の他事業所への斡旋が行われました。私自身もその過程で事業所を変更しました。

養護老人ホームの件では、現在、明生園に約 20 名、長寿の里も 35 名程しか入所しておらず、定員に空きが見られます。

これは、現状の 1 人あたり年間 250 万円という市による公費負担の設定額では、事業として成立させることは極めて困難です。これは事実上、市が運営の可否に影

響を与えていいると言えます。仮にこの公費を 300 万円に引き上げれば、事業として成立する見込みが出てきます。

また、熊本市内の養護老人ホームの空き定員を合わせれば、愉和荘の利用者 35 名を十分に受け入れることが可能です。猶予期間さえ設ければ、利用者の方々を施設や病院へ円滑に移すことができるため、大きな問題はありません。

先日、熊本市社会福祉協議会障がい部会として愉和荘に視察に伺いました。神永施設長にご対応いただきましたが、築 17 年であるものの、板張りで廊下が狭いなど、現代の施設としては古さを感じる構造です。入所を積極的に希望する方が少ない現状も理解できます。

先ほど、10km 圏内の措置候補者について言及がありましたが、施設職員は「1か月に面会に来る人はそんなにいません」と述べていました。したがって、保護者の居住地と利用者の所在地が離れていることは、移転の障害とはなりません。適切な猶予期間を設けることで何ら問題なく対応できると考えます。

現場の構造的課題や業界の実態を認識せず、今回の報告書が「コミュニケーション」など抽象的な論点に終始しており、耳に入りません。

議 長 他に何かございませんか。

(質疑・意見等なし)

議 長 それでは、今回いただいたご意見を踏まえ、進めていただくことといたします。

ここで、ご報告いただいた一般社団法人 熊本県中小企業診断士協会の桐原様、有働様、西江様には、ご退席いただきます。

ありがとうございました。

(一般社団法人 熊本県中小企業診断士協会 桐原氏、有働氏、西江氏、退席)

議 長 それでは続いて、議事に入ります。

「議案第 1 号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会令和 7 年度会計収入支出補正予算について」事務局より説明をお願いします。

総務課長 【資料 3 に基づき説明】

議 長 ただいま、事務局より説明がございましたが、何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議 長 ご質疑なければ採決いたします。

議案第 1 号をご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

(承認理事挙手)

議 長

ありがとうございました。

全会一致でございますので、議案第1号は承認されました。

続いてでございますが、「議案第2号　社会福祉法人熊本市社会福祉協議会職員給与規程の一部改正について」、「議案第3号　社会福祉法人熊本市社会福祉協議会介護保険事業所登録ヘルパー就業に関する規程の一部改正について」、「議案第4号　社会福祉法人熊本市社会福祉協議会養護老人ホーム愉和荘有期雇用嘱託職員設置規程の一部改正について」は関連がございますので、一括してご審議いただいてよろしいでしょうか。

(異議なしの声)

議 長

それでは、事務局より説明をお願いします。

総務部長

【議案第2号から議案第4号　議案書5ページから10ページに基づき説明】

議 長

ただいま、事務局より説明がございましたが、何かご質疑はございませんか。

多門理事

議案第2号における管理職員特別勤務手当について、これは本俸と別に8,000円および6,000円が支給されるということでしょうか。

総務部長

ご指摘のとおり、当該手当は本俸と別に支給されます。

例といったしましては、災害が発生し、災害ボランティアセンターを立ち上げた際など、土日や祝日に勤務に従事した場合が該当いたします。

この手当は、管理職員が上記の勤務に従事した場合に、その者の級に応じた額を支給するものです。なお、一般職員につきましては、時間外手当として支給しております。

多門理事

これまでには、土日、祝日に勤務した場合でも支給されていなかったということですね。

総務部長

はい、ありませんでした。

多門理事

よく分かりました。

ちなみに、熊本地震の際、災害ボランティアセンターに手当のない管理職員が約3か月にわたり総動員されました。当時、職員の手当を熊本市に要望しましたが、十分な手当の確保には至りませんでした。

今回の改定により、土日や祝日に勤務した場合でも、定められた予算の中から適正な手当を受けられるということですね。本件、了解いたしました。

議長	他に何かございませんか。
	(質疑・意見等なし)
議長	ご質疑なければ採決いたします。 議案第2号から議案第4号をご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。
	(承認理事挙手)
議長	ありがとうございました。 全会一致でございますので、議案第2号から議案第4号は承認されました。 それでは次に、「議案第5号　社会福祉法人熊本市社会福祉協議会中期経営計画評価検証委員の選出について」事務局より説明をお願いします。
総務部長	【議案第5号　議案書11ページから13ページに基づき説明】
議長	ただいま、事務局より説明がありましたら、何かご意見等がありましたら、お願いいたします。
小山理事	事務局としての具体的なご提案はございますか。
総務部長	まず、本年3月に策定いたしました中期経営計画の目的でございますが、熊本市と本会で策定いたしました「第5次熊本市地域福祉計画・地域福祉活動計画」を確実に遂行するための計画でございます。今年度より令和9年度までの3か年を取り組む計画で、具体的に取り組む内容としましては、法人運営部門をはじめ、施設介護サービス部門、地域福祉推進部門、更には、生活支援推進部門と多岐に渡ります。その計画の進捗管理をはじめ、評価検証を行っていただく委員の選出でございます。 事務局案を申しあげます。 <ul style="list-style-type: none">・熊本市校区社会福祉協議会連絡協議会事務局長 鳥崎一郎 様・熊本県立大学名誉教授 荒木紀代子 様・熊本市社会福祉協議会常務理事 中川和徳 にお願いしたいと考えております。
議長	事務局からの提案でございましたが、何かご質疑はございませんか。
	(質疑・意見等なし)
議長	ご質疑なければ採決いたします。 評価検証委員として、鳥崎理事、荒木監事、中川常務理事の3名に賛成の方は挙

	手をお願いいたします。
	(承認理事挙手)
議長	ありがとうございました。 全会一致でございますので、議案第5号は承認されました。
	それでは次に、「議案第6号 令和7年度第2回社会福祉法人熊本市社会福祉協議会評議員会の招集について」事務局より説明をお願いします。
総務部長	【議案第6号 議案書15ページから16ページに基づき説明】
議長	ただいま、事務局より説明がありましたが、何かご質疑はございませんか。
	(質疑・意見等なし)
議長	ご質疑なければ採決いたします。 議案第6号をご承認いただける方は、挙手をお願いいたします。
	(承認理事挙手)
議長	ありがとうございました。 全会一致でございますので、議案第6号は承認されました。
議長	それでは、これより報告に移らせていただきます。 報告第1号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会会長の職務執行状況報告についてご報告させていただきます。
萱野会長	【報告第1号 議案書17ページに基づき説明】
議長	ただいま、ご報告させていただきましたが、何かご質疑はございませんか。
	(質疑・意見等なし)
議長	それでは、報告第2号 社会福祉法人熊本市社会福祉協議会常務理事の職務執行状況報告について中川常務理事よりご報告をお願いいたします。
中川常務理事	【報告第2号 議案書19ページに基づき説明】
議長	ただいま、中川常務理事よりご報告がありましたが、何かご質疑はございませんか。

(質疑・意見等なし)

議 長

それでは、続いてその他でございます。理事の皆様から、ご意見等ございませんでしょうか。

多門理事

市社協の建物は現在、移転の予定がない状況にありますが、1階の入り口が薄暗いなど、建物構造自体に課題があると感じています。かつて保健センターとして利用されていた頃に比べ、利便性や明るさが損なわれている印象です。

先ほど、常務理事から全社協主催のセミナーの報告がありました。現在の状況では外部に対し「熊本市に視察に来てください」とは到底言えないと思います。これは、熊本市による社協運営への理解が十分ではないためではないかと懸念しております。

また、行政の予算編成においては、一般的に既存の基金や原資がなければ、施設建設のような新規の大型予算化は難しいという実情があります。

過去には、積み立てていた資金がありましたが、別の基金に資金移管以降、市社協の新しい建物を建設しようという具体的な議論は途絶えています。

そして、林理事には、公共交通機関を利用して来訪された際の状況をご認識いただきたいと思います。新町電停から歩いてきた場合、市社協の看板が見えない状況にあり、市民にとって分かりにくい状態です。市民に分かりやすい案内看板を設置するよう要望いたします。

さらに、市社協の事務所がある3階には、エレベーターを降りた後の扉が引き戸となっており、車椅子利用者など自力での通行が困難な状況です。この点については、これまで複数回、改善を要望してまいりました。これは、利用者に対する合理的な配慮に欠けていると言わざるを得ず、早急な改善をお願いいたします。

会長、市に対して陳情してください。よろしくお願ひします。

萱野会長

所管課と協議させていただきます。

議 長

他にございませんか。

原理事

熊本市ボランティア連絡協議会よりご報告いたします。

先月10月25日に、熊本市社会福祉協議会主催により社会福祉大会が開催されました。その際、15年以上にわたり活動された団体および個人が表彰を受けられました。

受賞された皆様は大変感激されており、喜びの声が多数聞かれました。また、この大会は、日ごろ中々会う機会のない方々と再会する貴重な場となりました。5年、10年、長い方では20年ぶりにお会いすることができ、大変良い機会を設けていただいたと思います。

現在、ボランティアは高齢化が進んでおりますが、今回の受賞が活動の糧となり、今後ますます楽しく、元気にボランティア活動を続けてくださるものと期待してお

	ります。
議 長	他にございませんか。
	(質疑・意見等なし)
議 長	事務局から何かありませんか。
地域福祉部長	<p>先ほどから、災害というキーワードが挙がっておりますので、令和7年8月豪雨災害における災害ボランティアセンターの運営と支援状況についてご報告させていただきます。</p> <p>8月10日未明の線状降水帯により県内では10か所の災害ボランティアセンターが設置されました。本会では、センター設置に向け、8月12日に行政を含む関係機関と協議を実施いたしました。同時に、市内の被災状況を把握するため、校区社協長や単位民児協の会長等の皆さんから情報提供をいただきました。</p> <p>市からの情報と地域から寄せられました情報により、被害が甚大であった中央区の坪井地区、西区の松尾地区、島崎地区、花園地区にて現地調査を8月13日、14日の2日間実施いたしました。そして、現地調査で把握したボランティアニーズ票をもとに、翌日の8月15日に西区花園まちづくりセンターに災害ボランティアセンターを設置し、被災者の支援活動を開始いたしました。</p> <p>花園まちづくりセンターでの活動は8月31日までとし、9月1日からは市社協の本所へ移転いたしました。この移転に伴い、毎日型のボランティア受入れから週末型の受入れへと運営方式を変更し、活動を継続してまいりました。その後、約2週間の活動を経て、ニーズの終息の見通しが立ったため、9月19日をもって、災害ボランティアセンターの閉所に至った次第でございます。</p> <p>閉所に際しては、被災地域において職員とボランティアによる最終のローラー作戦を敢行し、地域住民の皆さんに対し、丁寧な周知に努めました。閉所後のボランティア活動につきましては、通常のボランティアセンターで対応しております。</p> <p>ボランティアの依頼件数につきましては、267件。うち、完了が219件、キャンセル48件。NPOの対応件数50件、ボランティア活動者数958名、延べ人数1,231名の方にご協力いただいたところです。</p> <p>以上、ご報告を終わります。</p>
総務部長	<p>今年度も職員の採用試験を実施しておりますので、その経過をご報告申し上げます。</p> <p>本年は、事務職として採用予定2名程度を募集いたしました。募集期間は、7月14日から10月末日までの約3か月半にわたり実施し、26名の方にご応募いただいたところです。</p> <p>一次試験は、11月23日(日)に、この会場にて教養試験、性格特性検査および職場適応検査を行い、25名が受験いたしました。</p>

また、二次試験につきましては、12月16日（火）に本所3階会議室にて面接を実施する予定です。選考結果につきましては、第二次試験の受験者に対し、年内に通知したいと考えております。

以上、ご報告いたします。

議長

それでは、これをもちまして、議長の任を解かせていただきます。
ご協力ありがとうございました。

司会

萱野会長には議長をお務めいただき、ありがとうございました。

司会

ここで今回の理事会を最後に退任されます小山理事より、ご挨拶をいただきたく存じます。

小山理事

（小山理事退任挨拶）

司会

ありがとうございました。

小山理事には、令和2年4月から理事として、また令和3年6月からは会長として、長きにわたり法人の運営にご尽力いただきましたこと、心より感謝申し上げます。

長年、民生委員・児童委員として培われた豊富なご経験と、地域福祉への深いご理解を背景に、常に温かく、多方面にわたるお力添えを賜りました。この間の多大なるご尽力に対し、重ねて感謝申し上げます。

ありがとうございました。

司会

以上をもちまして、令和7年度第3回理事会を閉会いたします。
本日は、ありがとうございました。

令和7年11月27日

会長

印

監事

印

監事

印